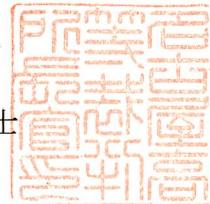


名高裁総第128号

令和5年2月20日

山中理司様

名古屋高等裁判所長官 團 藤 丈 士



司法行政文書不開示通知書

1月24日付け（同月30日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

第三者から民事訟廷事務室に民事事件の事件番号の問い合わせがあった場合、どのような対応をすることになっているかが分かる、名古屋高裁作成の文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話052(203)0198